

諮問日：平成29年3月17日（平成28年度（最情）諮問第35号）

答申日：平成29年6月9日（平成29年度（最情）答申第6号）

件名：忌避申立てについての最高裁判所の決定で破棄自判及び破棄差戻となっている裁判の一覧の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「第1審が（裁判官，及び裁判所書記官の）忌避の申立てになっている最高裁判所の決定について，結果が「破棄自判」及び「破棄差戻」となっている裁判の一覧」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書を作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年2月2日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断では，「裁判の一覧」が存在しないのか，結果が「破棄自判」及び「破棄差戻」となっている裁判が存在しないのか判別がつかない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所は，本件開示申出文書について，開示申出書の文言から「第1審が裁判官又は裁判所書記官の忌避の申立てになっている最高裁判所の決定について，結果が『破棄自判』又は『破棄差戻し』となっている裁判の一覧」（以下「本件一覧」という。）と特定した。

最高裁判所の事務においては，本件一覧を司法行政目的で使用する必要はな

く、そのような文書を作成し、又は取得していない。また、念のため、最高裁判所内において本件一覧の探索を行ったが、本件一覧は存在しなかった。

したがって、本件開示申出文書について、作成又は取得していないとして不開示とした原判断は、相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年3月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月21日 審議
- ④ 同年6月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件の開示申出書には、開示を求める司法行政文書の名称として、「第1審が（裁判官、及び裁判所書記官の）忌避の申立てになっている最高裁判所の決定について、結果が『破棄自判』及び『破棄差戻』となっている裁判の一覧」と記載されており、その文言からすれば、原判断において、本件開示申出文書を「第1審が裁判官又は裁判所書記官の忌避の申立てになっている最高裁判所の決定について、結果が『破棄自判』又は『破棄差戻し』となっている裁判の一覧」（本件一覧）と特定したことは、妥当である。

そして、本件一覧の内容に照らして、最高裁判所において本件一覧を作成する司法行政上の必要があるというべき事情は認められないことからすれば、最高裁判所の事務において本件一覧を司法行政目的で使用する必要はなく、そのような文書を作成し、又は取得していないという最高裁判所事務総長の説明内容が不合理とはいえない。

したがって、最高裁判所において本件一覧を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人